

製品Xを発見

自己の特許の有効性確認

料金納付がされているか
実施権の確認等

直接侵害（文言侵害）の検討

- ①非本質部分性
- ②置換可能性
- ③置換容易性

特許の技術的範囲に属する

No

均等の範囲に属する

No

Yes

間接侵害に該当する？

一部実施に該当する場合に検討

No

権利行使不可

実施形態参酌の原則
出願包袋参酌の原則

限定解釈される記載の確認

無効審判中に訂正請求でもいいが
予め訂正可能なら訂正してしまう

無効理由となる事項ある？

Yes

訂正審判を請求する？

Yes

利用関係に注意

相手は権利を有している？

Yes

相手の実施時期は出願日より前？

Yes

権利行使時のリスク検討

相手が主張してこなければ権利行使可能ではある

実施中止・損害賠償
ライセンス契約

権利行使可能？

No

警告書送付
訴訟提起

権利範囲の検討 = 検討請求、弁理士への鑑定依頼
ただし、判定請求書の副本が被請求人に送達

経過観察

正当事由の権利者の一機関に該当する場合は権利行使不可

①甲が乙に工賃を払って製作される契約の存在

②製作についての原料の購入、製品の販売、品質について甲が指揮監督

③乙は製品を全部甲に引き渡し、他へ売り渡していない